

人権擁護都市宣言に関する決議・宣言

人権擁護都市宣言に関する決議

人は、すべて生まれながらに自由であり、人間として尊ばれ、人間として生きる権利を有している。

私たちは、過去幾多の試練を経て、基本的人権の享有を保障する日本国憲法のもとに、真に平和で民主的な社会の建設をめざしてきた。また、私たち堺市民は、先に総調和を理念とする市民憲章を制定し、勤労を愛し、教育に力を注ぎ、相互扶助と社会秩序を尊重し、市民共同の差別のない、豊かな都市づくりをめざしてきた。

しかし、現実の社会は、人間疎外と社会意識や道徳心の欠如を生み、特に、日本国憲法にうたわれた思想・信条・性別・社会的身分等における人間皆平等が軽視されがちであるばかりか、部落差別などにみられる人権侵害の事象もあとを絶たない。

市民とともに希求した国際人権規約の条約批准を契機に、改めて基本的人権の尊厳を認識し、人間平等の社会的基盤の確立をめざして、市民すべてのためまい努力を行うことを確認し、ここに本市を「人権擁護都市」とすることを宣言する。

昭和 55 年 5 月 31 日

堺 市 議 会

宣 言

昭和55年第3回市議会において、
議員提出議案第6号「人権擁護都市」宣言に関する議案が、
全会一致で決議されたことに基づき、
ここに本市を人権擁護宣言都市とする。

昭和55年7月9日

堺 市 長